

人の声など制御の難しい騒音への対応など、指導が難しいケース についての規制の方向性（案）について

1 現行制度の課題と論点（案）（令和元年度第1回 検討部会 資料2参照）

- ・昼間における喫茶店でのカラオケ営業など営業形態の変化や、人の声など制御の難しい騒音への対応など、指導が難しいケースが生じており、市町村からマニュアルの整備等を求められている。

➡論点（案）：人の声など制御の難しい騒音への対応など、指導が難しいケースについての規制の方向性

2 騒音・振動分野に係る苦情および施行状況調査の結果について（概要、抜粋）

工場・事業場（以下「事業場等」）は、法や条例の規制基準が適用されるため、事業場等に起因する人の声など制御の難しい騒音についても、指導対象となる。

また、日常生活における騒音（以下「生活騒音」）は、法や条例の規制基準が適用されないが、市町村等に苦情等が寄せられることがある。

令和2年度第2回の本検討部会において示した、これらの届出対象外の事業場や生活騒音に関する苦情の状況は次のとおり。

(1) その他の事業場（カラオケ、深夜営業に係るものを除く届出対象外の事業場）

騒音については、過去3年間の苦情の合計984件のうち、上位3位までで618件と6割以上を占めている。また、制御の難しい騒音関係では、呼び込み、客の騒ぎ声など人の声によるものが2番目に多く、これ以外に、太鼓の音、屋外作業場の騒音などの例がある。

表1 その他事業場において、過去3年間の苦情件数合計が多い苦情原因（上位3位）

【騒音】 苦情件数 合計 984件

| 苦情の原因 | 苦情件数 |
|-----------------------------------|------|
| 届出対象外の機器施設が発する騒音 | 307 |
| 呼び込み、客の騒ぎ声など人の声によるもの（カラオケ規制対象を除く） | 184 |
| 拡声機（スピーカ含む）使用によるもの | 127 |

【振動】 苦情件数 合計 58件

| 苦情の原因 | 苦情件数 |
|----------------------------------------------------------|------|
| 届出対象外の機器施設が発する振動（空調機を除く） | 28 |
| 空調機による振動 | 3 |
| ダンス、フィットネスクラブ等人による振動 集会所など、人が集まることで生じる振動（上記に当たるものを除く） | 各2 |

(2) 日常生活における騒音

一般住居（マンション等を含む）の騒音が最も多い。

表2 日常生活における騒音について、過去3年間に於いて多い苦情の原因（上位3位）

| 苦情の原因 | 苦情件数 |
|--------------------|------|
| 一般住居(マンション等を含む)の騒音 | 190 |
| ペットによる騒音 | 62 |
| 地域の慣習としての祭りの音 | 32 |

3 これまでの検討部会でいただいた意見の概要

- ・規制型はなじまないと思うので、マニュアル型、情報型など、チャレンジできればよい。
- ・近隣騒音、生活騒音について、解決された優良事例やうまくいった対策はたくさんあると思う。それを大阪府が統合的にデータベース化するか、そういう知識を集約して、共有するような役割を担ってほしい。

4 府の取り組み

- ・市町村研修会等において、国の測定マニュアルやガイドライン等を用いて、指導が難しいケースに対応するときの留意点等を説明
- ・市町村研修会等において、市町村に対応事例の説明をいただき、意見交換を実施
- ・子ども施設に関する苦情が社会的な問題となったところから、これらの開設・運営する関係者を主な対象者に「子ども施設環境配慮手引書（平成 29 年 1 月）」を公表し、活用を促進
- ・生活騒音に関し、生環条例（第 102 条）に、府民への配慮規定を設け、リーフレット等による啓発を実施。また、令和 2 年度には、コロナ禍により、在宅率が高まったことから、生活騒音への配慮を求めた動画を作成し、YouTube 大阪府公式チャンネル※に投稿

※ [大阪府 生活騒音 動画 検索](#)

第 7 章 騒音及び振動に関する規制等 第 6 節 生活環境への配慮
第 102 条

府民は、日常生活に伴って発生する騒音により周辺的生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

5 参考となる対応事例などについて

府や市町村における対応事例のほか、公害等調整委員会事務局が、自治体で公害苦情処理に携わる職員の業務に資するため、毎年、全国の公害苦情処理の実例をまとめた「公害苦情処理事例集」などがある。

ただし、これらは事例ごとに取りまとめられており、市町村の職員等が参考にしようとする際に、適当な事例を探すことが難しいという課題がある。

6 指導が難しいケースについての規制の方向性（案）

これらの状況を踏まえ、人の声など制御の難しい騒音への対応など、指導が難しいケースについての規制の方向性（案）として、次のとおり考えられる。

(1) 事業場等に起因する騒音

条例により更なる規制を設けるのではなく、府は、このような指導が難しいケースに係る対応事例等を収集し、事例の概要、対応の経緯、対策の内容など、市町村が対応する際に参考としやすい形に整理したうえで、市町村と共有できるようにするのが適当ではないか。

(2) 生活騒音

これらの対応事例には、生活騒音に係る事案も含まれるため、府は、同様に収集・整理し市町村と共有し、市町村が対応する場合に参考にできるようにするのが適当ではないか。

「子ども施設環境配慮手引書」について（平成 29 年 1 月）

近年、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などの子ども施設から出る音や送迎時の問題などで、地域とのトラブルがみられるようになっていきます。

このような背景を踏まえ、大阪府では、子ども施設における騒音等の苦情を未然防止するために、平成 28 年度に「子ども施設と地域との共生に向けて 子ども施設環境配慮手引書」（平成 29 年 1 月）を作成しました。

この手引書では、子ども施設に寄せられた苦情等をもとに、子ども施設からの音（声、楽器音、設備音など）のほか、送迎など交通に関すること、においや砂ぼこりなど、実際に子ども施設に寄せられた苦情等について、分類ごとに、対応策を紹介しており、対応が難しい「音」については、近隣への配慮や対策を効果的に行えるようにその性質についても解説しています。

子ども施設の整備や運営にあたり、ご活用いただくとともに、建築事務所や保護者、地域の住民などにも周知しています。

※ [大阪府 子ども施設 手引書 検索](#)

子ども施設における苦情・トラブルの内容

| 苦情等の分類 | | 苦情等の例 | | 対応策の紹介ページ | |
|---------------------------|---------|----------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------|------|
| 1. 「音」に関する苦情・トラブル | | | | | |
| (1) | 屋外の音 | 声 | 園庭の遊び声／夕方の園庭遊びがうるさい 住宅から離れたところで遊んでほしい | プールで遊ぶ声がうるさい 職員の声がうるさい | → 23 |
| | | 楽器音 | 屋外で楽器を演奏しないでほしい | | |
| (2) | 屋内の音 | 声 | 子どもの声／泣き声／歌声がうるさい 職員の声が大きい | 窓を閉めてほしい 二重サッシにしてほしい | → 31 |
| | | 楽器音 | ピアノ／太鼓の音がうるさい | 窓を閉めてほしい | |
| (3) | 放送音 | スピーカーからの音楽／声がうるさい | 拡声器／職員の呼び出しがうるさい | → 38 | |
| (4) | 設備音 | 室外機／換気扇の音がうるさい 門扉の開閉音がうるさい | 設備の位置を変更してほしい | → 40 | |
| (5) | 保護者の声 | 送迎時の保護者の声がうるさい | | → 42 | |
| (6) | イベント時の音 | 放送音／大勢の人の声がうるさい | イベントの練習・準備音がうるさい | → 44 | |
| (7) | 搬入音 | 業者の搬入音がうるさい | | → 45 | |
| 2. 「交通」に関する苦情・トラブル | | | | | |
| (1) | 送迎車両 | 違法駐車がある／渋滞が発生している 出庫時/スピードの出しすぎが危ない | 通学路と送迎ルートが重なると危険 | → 46 | |
| (2) | 送迎自転車 | 歩道の駐輪が邪魔／危ない | | → 48 | |
| 3. その他の苦情・トラブル | | | | | |
| (1) | 砂ぼこり | 園庭の砂が舞い、洗濯物や窓が汚れる | 砂が舞わないようにしてほしい | → 49 | |
| (2) | におい | 調理室／トイレ／ごみのにおいが気になる | 設置場所を変えてほしい | → 51 | |
| (3) | 植栽 | 落ち葉／虫／鳥の糞が気になる | 木を切って／位置を変えてほしい | → 53 | |
| (4) | プライバシー | 見られているような気がする | すりガラスにしてほしい | → 55 | |
| (5) | マナー | 路上喫煙／ポイ捨てが気になる | 近隣駐車場が無断使用されている | → 56 | |
| (6) | ボール | ボールが入ってくる | ネット／柵をつけてほしい | → 57 | |

「公害苦情処理事例集」について

自治体で公害苦情処理に携わる職員の業務に資するため、公害等調整委員会事務局が、毎年、各都道府県担当課に依頼して、各出先機関や管内市町村等から収集した最新の公害苦情処理の実例を、典型7公害とそれ以外の苦情に分けて、取りまとめたもの。

平成29年度からは、以下のとおり、事例ごとに、インデックスとして、公害の種類、事例名、受付機関、処理機関、協力機関、苦情の概要、発生源の概況、処理概要、関係法令が記載されており、その後に、苦情の要旨、発生源の状況等現地調査の結果、処理経過、事案としての特色及び処理上の問題点が文書でまとめられている。

○指導が難しいケースに関する事案の例

・電気自動車の充電時の騒音苦情

自動車販売店に24時間使用可能な電気自動車の充電所があり、充電を行う車からの音楽や話し声がうるさい。

→使用者への啓発文を掲示し、苦情者も効果を実感したため、終結

【事例64】

(大阪府)

| | |
|--------|--------------------------------------------|
| 公害の種類 | 騒音 |
| 事例名 | 電気自動車の充電時の騒音苦情 |
| 受付機関 | 市環境保全課 |
| 処理機関 | 市環境保全課 |
| 協力機関 | なし |
| 苦情の概要 | 苦情申立者：住民1人 |
| | 先住 or 後住：不明 |
| | 用途地域：準工業地域 |
| | 発生時間：一日中 |
| | 特記事項：従業員がいない夜間は啓発ができない。 (営業時間は10時から19時) |
| 発生源の概況 | 業種：自動車販売業 |
| | 業務の詳細：自動車の販売、修理、電気自動車の充電(24時間) |
| | 用途地域：準工業地域 |
| 処理概要 | 事業者による啓発 |
| 関係法令 | 騒音規制法、大阪府環境の保全等に関する条例 |

この後に、苦情の要旨、発生源の状況等現地調査の結果、処理経過、事案としての特色及び処理上の問題点が文書でまとめられている。